

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

一七

告 示

福島県告示第三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年四月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カインズ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南六三二番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

1 騒音

現時点で騒音特定施設及び騒音指定施設の設置はないとのことであるが、該当施設を設置することとなった場合は遅滞なく法令等で定める届出をすること。

また、騒音・振動の法規制等がない場合であっても、当該事業所が原因となる周辺地域での環境基準超過がないように努めること。

2 交通誘導方法・経路

関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等への解消に積極的に努めること。

3 その他

右記以外の周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望等の問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）